

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製造者情報
会社 イナバゴム株式会社
住所 〒680-0911
鳥取県鳥取市千代水1丁目63番地
担当部門 QEセンター QEグループ
電話番号 0857-26-5592 FAX 0857-27-1966

作成・改訂: 2019年 7月 29日

製品名(化学名、商品名): シリコーンゴムコンパウンド
対象品名社内品番: 「 STD47090-R0 」

2. 危険有害性の要約

GHS分類

・物理化学的危険性 分類対象外
・健康に関する有害性 分類できない
・環境に関する有毒性 分類できない

GHSラベル要素

・絵表示またはシンボル なし
・注意喚起語 なし
・危険有害情報 なし

3. 組成、成分情報

物質の特定 単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名 : シリコーンゴムコンパウンド

濃度または濃度範囲

化学名又は一般名	略号	濃度又は 濃度範囲	官報公示整理番号		CAS No.
			化審法	安衛法	
シリカ	—	30~40%	—	—	非公開

法規制対象成分

成分	安衛法	PRTR法
シリカ	通知対象物質	指定化学物質に該当しない

4. 応急処置

- 吸入した場合 : 固体のため該当せず。
- 皮膚に付着した場合: 人体への特別な影響はありませんが、必要に応じて触れた箇所を、石鹼を使ってよく洗浄する。
- 目に入った場合 : 清浄の水にて数分間、十分洗浄し、目に傷がついた時や刺激がある時等必要に応じて医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口を洗浄し、必要に応じて医師の診断を受ける。

5. 火災時の処置

- 消火剤 : 注水、炭酸ガス・泡沫・粉末の消火器など。
- 火災時の特有の危険有害性:
加熱および火災により有害な蒸気/ガスが生成されることがある。
- 特定の消火方法 : 火災の場合、散水により容器を冷却する。
- 消火を行う者の保護:
消防士は、防火衣、ヘルメット、手袋、ゴムブーツを含む標準的な防護衣、自給式呼吸器(SCBA)を着用する。

6. 漏出時の措置

- 除去方法 : 飛散した物を掃き集め、適当な容器に回収する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い :
- 技術的対策 混練・加工・成型作業中に揮発分が発生する可能性があるため、必要に応じて局所排気装置等を使用する。
- 注意事項 作業場の整理整頓に努めるとともに、火気をみだりに使用しない。
- 安全取扱い注意事項
作業後、喫煙、飲食をする場合、手をよく洗いうがいをしてからにする。
- 保管 :
- 適切な保管条件 容器を密閉しておくこと。直射日光が入らない、涼しく乾燥した場所に貯蔵すること。現地・地域・国・国際法に従い保存する。
3,000kg 以上の場合、消防法の指定可燃物に該当するので、保管等にあたっては各市町村条例に従う。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 混練・加工・成型作業において、揮発分の発生がありますので局所排気装置を使用し、また近くに手洗い、洗眼などの設備を設けるようにする。
- 管理濃度 : 設定されていない

許容濃度 : 日本産業衛生学会 … 設定されていない。

ACGIH … 設定されていない。

OSHA … 設定されていない。

保護具 : 必要に応じて、保護マスク、保護眼鏡、保護手袋、作業着、安全靴等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状 : シート状 (固体)

色 : ベンガラ

臭い : 無臭

比重 : 1.20

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

分解開始温度 : データなし

溶解度 : 水に不溶

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性 : 通常の条件では安定

混触危険物質 : 強酸化剤

危険有害な分解生成物 :

加熱又は燃焼により下記の分解生成物を発生する可能性がある。

一酸化炭素、二酸化炭素等の酸化炭素類、不完全燃焼により生成する微量の炭素化合物。二酸化珪素。ホルムアルデヒド。

11. 有害性情報

その他 : 本製品は、空気雰囲気下において150°C以上で加熱した場合、微量のホルムアルデヒドを徐々に生成する。ホルムアルデヒドは皮膚、呼吸器系への感作性、目への刺激性及び発がん性の危険性が報告されている。従って、空気雰囲気下150°C以上で加熱するような条件下で使用の際は、換気を十分行う。尚、換気が十分でない場合は有機ガス用防毒マスク等の保護具を着用する。

12. 環境影響情報

生態毒性: 水生生物に対して有害であるとは予想されない。

13. 廃棄上の注意

廃棄物処理法の許可を受けた業者に処理を委託する。

内容物/容器は、地域/地方/国/国際法律に従って処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

IATA : 危険物には該当しない

IMDG : 危険物には該当しない

国内規制 適用法令を参照

15. 適用法令

1. 消防法第9条の4危険物の規制に関する政令第1条の12 別表第4『指定可燃物』合成樹脂類(3,000kg以上)に該当。
 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 3. PRTR法
 4. 労働安全衛生法 通知物質
-

16. その他の情報

- ・各原材料メーカーのSDS。
 - ・経済産業省、環境省、NITE、ICSCなどのインターネットホームページでの確認。
-

ご注意

- * 本記載内容は現時点で当社が入手した資料、情報、データに基づいて作成しておりますので、新しい知見により改訂されることがあります。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。
 - * 記載の注意事項は通常の手扱いを対象としたもので、特殊な取扱いに際してはその用途、用法に適した安全対策を実施した上で、ご使用ください。
 - * 本製品は、一般工業用途向けに開発、製造された物です。食品、医療、その他特殊な用途にご使用の場合は、貴社にてその用途での安全性を確認の上、ご使用下さいます様、御願い致します。
-